

工事費内訳書の情報提供等事務取扱要領運用細目

平成 25 年 4 月 1 日 制定

(趣旨)

第1条 大阪市都市整備局（以下「当局」という。）における工事費内訳書の情報提供及び閲覧に係る事務については、工事費内訳書の情報提供等事務取扱要領（以下「要領」という。）に定めるもののほか、この細目に定めるところによる。

(用語)

第2条 この細目における用語の意義は、要領の例による。

(算定基準)

第3条 要領第2条第6号の別に定める積算基準等は、次のとおりとする。

(1) 国等の定めたもの

公共建築工事積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
公共建築工事共通費積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
公共建築工事標準単価積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
公共建築数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
公共建築設備数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
公共住宅建築工事積算基準（公共住宅事業者等連絡協議会）
公共住宅電気設備工事積算基準（公共住宅事業者等連絡協議会）
公共住宅機械設備工事積算基準（公共住宅事業者等連絡協議会）
公共住宅屋外整備工事積算基準（公共住宅事業者等連絡協議会）

(2) 当局の定めたもの（括弧内は所管グループを示す。）

公共建築工事積算基準等の運用

（企画部（公共建築室）公共建築課企画設計グループ・設備グループ）
建築工事積算要領（企画部（公共建築室）公共建築課企画設計グループ）
設備工事積算要領（企画部（公共建築室）公共建築課設備グループ）
大阪市営住手工事積算基準（住宅部建設課建設設計グループ・設備グループ）
大阪市営住宅建築工事積算要領（住宅部建設課建設設計グループ）
大阪市営住手工事積算基準等の運用　設備工事（住宅部建設課設備グループ）

(情報提供の運用)

第4条 要領に基づく情報提供は、次の各号のとおり運用する。

- (1) 各発注グループにおいては、課長級職員が交付事務に係る責任を担い、当該職員は、係長級職員のうちから交付実施担当者を選任する。
- (2) 前号において交付事務に係る責任を担う課長級職員は、要領に基づく情報提供の事務を総括し、交付実施担当者はこれを補助する。
- (3) 交付時の取扱いは、次のアからオに掲げるとおりとする。
 - ア 提供用文書の媒体は、原則として電子データを格納した C D - R とする。

- イ 交付の申出は、原則として各発注グループにおいて提供する情報提供申出書により行う。
- ウ 交付の申出があった場合、各発注グループは、申出日の翌日から 5 日以内（休日は除く。）に交付を行う。ただし、事務処理上の困難その他正当な理由がある場合は、交付日を延長することができる。
- エ 要領第 5 条に基づく情報提供に当たっては、種目別内訳及び科目別内訳に金額を記載したものを交付することができる。
- オ 要領第 7 条に基づく情報提供に当たっては、種目別内訳及び科目別内訳を併せて交付することができる。

（入札公告における事務）

第 5 条 要領第 4 条に基づき添付する数量内訳書については、入札に先立ち質疑回答を行うこととし、表紙に別表に掲げる内容を記載する。

（閲覧の運用）

第 6 条 要領第 6 条に定める閲覧は、次の各号のとおり運用する。

- (1) 各発注グループにおいて、課長級職員が閲覧事務に係る責任を担い、当該職員は、係長級職員のうちから閲覧実施担当者を選任する。
- (2) 前号において閲覧事務の責任を担う職員（以下「閲覧事務責任者」という。）は、契約工事に係る種目別内訳等の閲覧事務を総括し、閲覧実施担当者はこれを補助する。
- (3) 閲覧時の取扱いは、次のア及びイに掲げるとおりとする。
 - ア 閲覧は、閲覧事務責任者の指定する閲覧場所で行う。
 - イ 指定閲覧場所以外への閲覧ファイルの持出しは禁止する。

別表

- ・数量内訳書には工事費内訳書の数量を記載しているが、この数量は参考数量であって、設計変更に伴う数量変更以外の契約変更は行わない。
- ・数量公開に対する質問がある場合は、別紙「数量公開と数量公開に対する質問について」に記載の手順に沿って、「大阪市電子調達システム」で質問を行った後、必ず根拠資料等の提出を行うこと。根拠資料等の提出が無い場合は、回答できないので注意すること。
- ・数量内訳書に関して、当初の質問期限後の異議は一切受け付けない。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。